

沖縄県社会福祉協議会 総合企画委員会 ワーキング・グループ設置要綱

1 目的

沖縄県社会福祉協議会（以下、「本会」という。）総合企画委員会（以下、「委員会」という。）規約第2条の目的を達成するために、委員会規約第7条に基づき、本会の職員等で構成するワーキング・グループを設置する。

2 任務

ワーキング・グループは、委員会の会議の効率化を図るため、本会会長から委員会に諮問された事項、及び本会の活動計画（沖縄県社協21プラン）等について、課題整理、情報収集、調査研究、進捗状況確認、評価、計画素案作成等の審議に必要な事項の事前検討作業等を行い、委員会へ検討結果の報告、提案等を行う。

3 構成員

ワーキング・グループの構成員は、諮問事項等を勘案し、本会会長が別に定める。

4 任期

ワーキング・グループの任期は、諮問事項等を勘案し、本会会長が別に定める。

5 会議

会議は、ワーキング・グループの責任者が必要に応じて招集し、会議の進行は、責任者が行う。

6 運営

ワーキング・グループの責任者は、構成員の中から、本会会長が指名する。

7 所管

ワーキング・グループに関する事務は、本会の「企画広報部」が所管する。

附則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

沖縄県社会福祉協議会 総合企画委員会 ワーキング・グループ設置要綱 に関する本会会長が定める事項について

1. 構成員について

構成員は、次のとおりとする。

- (1) 事務局長
- (2) 総務部長
- (3) 地域福祉部長
- (4) 施設団体福祉部長
- (5) 民生部長
- (6) 福祉人材研修センター所長
- (7) いきいき長寿センター所長
- (8) 企画広報部長、兼運営適正化委員会事務局長

2. 任期について

第2次沖縄県社会福祉協議会21プラン（5年計画）の終期までとする。
（平成21年12月1日～平成23年3月31日）

3. 責任者の指名について

責任者は、本会の事務局長とする。